

## 東京都板橋区細街路拡幅整備助成金交付要領

(平成 2年3月28日区長決定)

(平成 3年7月25日一部改正)

(平成 8年1月24日一部改正)

(平成11年3月26日一部改正)

(平成14年3月19日一部改正)

(平成17年3月 8日一部改正)

(平成23年1月28日一部改正)

(平成25年1月17日一部改正)

(平成25年3月28日一部改正)

(平成31年3月 7日一部改正)

(令和 3年3月23日一部改正)

(令和 5年2月28日一部改正)

### (趣旨)

第1条 この要領は、東京都板橋区細街路拡幅整備要綱（平成2年3月28日区長決定。以下「要綱」という。）第9条第2項の規定に基づき、助成金の交付について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

### (助成金の交付対象)

第3条 要綱第9条第1項に規定する助成金の交付を受けることができる者は、移設工事等を行い、かつ要綱第8条第1項の完了通知書を受領した建築主等とする。

### (助成金の額)

第4条 助成対象工事及び助成額は別表に定めるところによる。

### (助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする建築主等（以下「申請者」という。）は、要綱第8条第1項の完了通知書の交付日から6か月以内に、速やかに助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。

(1) 助成金対象工事完了届（別記第2号様式。以下「完了届」という。）

(2) 工事前及び工事後の写真

(3) 擁壁の設置がある場合は、対象工事後の図面

(4) 工事に要した費用が明確になる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 第1項に規定する期間内に申請書を提出しない者は、助成金の交付を受けることはできないものとする。

(助成金交付申請の取り下げ)

第6条 申請者は、助成金交付申請を取り下げようとするときは、助成金交付申請取り下げ届(別記第3号様式)を区長に提出しなければならない。この場合において、当該交付申請はなかったものとみなす。

(助成金の交付)

第7条 区長は、第5条第1項による申請書の提出があったときには、その内容の審査及び現地の調査を行い、助成することと決定したときは助成金交付決定・確定通知書(別記第4号様式)により、助成を行わないことを決定したときは助成金不交付決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知する。

2 助成金交付決定・確定通知書の通知を受けた申請者は、助成金請求書(別記第6号様式)により速やかに区長に助成金の請求をしなければならない。

3 区長は、申請者から助成金請求書の提出があったときは、申請者に助成金を交付するものとする。

(適用除外)

第8条 申請者が、次のいずれかに該当する場合には、要綱第9条の規定は適用しない。

(1) 法人

(2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者

(3) 要綱第7条第8項に該当する拡幅整備を行う者

(4) この要綱に基づく助成金の対象となる工事について、他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定である者

(5) 区市町村民税及び軽自動車税を滞納している者

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が定めたもの

(助成金の交付決定の取消し)

第9条 区長は、交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) この要領の規定に基づく助成金の交付決定の条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、助成金交付決定取消通知書(別記第7号様式)により通知し、既に助成金が交付されているときは、その助成金全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

- 第11条 前条の規定により助成金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付当日までの日数に応じ、未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当りの割合は、閏年に属する日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 第1項及び第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この要領の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則（平成2年3月28日区長決定）

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成3年7月25日区長決定）

この要領は、平成3年8月1日から施行する。

付 則（平成8年1月24日区長決定）

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

平成8年3月31日以前に協議が整い、かつ、平成8年4月1日以降に助成金等対象工事完了届が提出された協議については、第3条及び第5条の規定を除き、改正後のこの要領を適用する。

付 則（平成11年3月26日区長決定）

- 1 この要領は、平成11年4月15日から施行する。
- 2 平成11年4月15日以後に助成金等対象工事完了届が提出された協議についてはこの要領を適用し、同日前に助成金等対象工事完了届が提出された協議については、なお従前の例による。

付 則（平成14年3月19日区長決定）

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行し、平成14年4月1日以後に助成金等対象工事完了届が提出された協議については、この要領を適用し、同日前に助成金等対象

工事完了届が提出された協議については、なお従前の例による。

- 2 ブロック塀・ブロック積み土留め等（高さ0.4m以上）の設置は、平成14年4月1日以後協議を受付たものは対象としない。

付 則（平成17年3月8日区長決定）

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の別表第1の規定は、平成17年4月1日以後協議を受付たものから適用し、同日前に協議を受け付けたものについては、なお従前の例による。

付 則（平成23年1月28日区長決定）

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、平成23年4月1日以降に要綱第3条の協議の受付をしたものに係る助成金の交付について適用する。
- 3 平成23年3月31日以前に要綱第3条の協議の受付をしたものについて、申請者が、平成24年3月31日までに、改正前要領に基づき、区長に対して助成金等の請求をしなかったときは、助成金等の交付に係る申請を取り下げたものとみなす。

付 則（平成25年1月17日区長決定）

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 要領に定める様式は、平成26年4月1日まで改正前様式と併用する。

付 則（平成25年3月28日区長決定）

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月7日区長決定）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月23日部長決定）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和5年2月28日区長決定）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の要領に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この要領による改正後の別表の規定は、令和5年4月1日以後協議の受付をしたものから適用し、同日前に協議の受付をしたものについては、なお従前の例による。